

注：裏面の【本様式の取扱い・記入にあたっての注意事項】を必ずご確認ください。

裏 面

○ 本様式の手扱いについて

・子ども・子育て支援新制度においては、認定された月当たりの保育必要量の範囲で給付を受け、その範囲で施設を利用することとされており、本様式は、休日保育事業の利用も含めた、保育の利用量を判定するために使用します。

・日曜日に休日保育事業を利用する際、代替休暇を取得し、かつ、平日利用施設の確認印の押印がある場合は、利用料が無料となります。(祝日は代替休暇にできません)

・本様式は、代替休暇の取得に関わらず、事前に平日利用施設の確認印を受けたうえで、休日保育の利用当日に、必ず、休日保育実施施設長にご提示いただくものです。

・休暇の状況について、休日保育実施施設から平日利用施設に対して確認をする場合があります。

○ 記入にあたっての注意事項

・休日保育利用日の代替休暇日(予定)欄は、休日保育利用日の前後2週間の範囲で代替休暇を取得する等で、お子さんが平日利用している施設をお休みした日(または予定の日)を、保護者をご記入ください。(該当の日がない場合は斜線を記入してください)

・平日利用施設の確認印欄は、保護者が記入した休日保育利用日・休日保育利用事由・休日保育利用日の代替休暇日(予定)欄の内容を確認したうえで、平日利用施設が確認印を押印ください。

・休日保育実施施設の確認印欄は、保護者が記載した内容や平日利用施設の確認印等を確認のうえ、休日保育利用日当日に休日保育実施施設が確認印を押印ください。